

令和3年8月10日

関係高齢者福祉施設長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

令和3年度介護業務における労働環境改善支援事業の実施について

平素は本県の高齢者福祉行政の推進に協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、介護保険施設・事業所での介護職員の負担軽減や業務効率化を図るため、別添「兵庫県介護業務における労働環境改善支援事業実施要綱」に基づき、標記事業を実施します。

については、本事業の実施を希望する場合、下記により申請をお願いします。

記

1 対象施設

①介護ロボット

- ・介護保険施設（介護療養型医療施設を除く。）
- ・介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業所（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）
- ※ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等は特定施設入居者生活介護の指定を受けていること

② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

- ・介護保険施設（介護療養型医療施設を除く。）

2 対象となる事業内容

①介護ロボット等

次のいずれかに該当する介護ロボット等であり、介護職員の負担軽減・業務効率化等に有用であると知事が認めるもの。

※ 補助の対象となる機器は県が指定し、県ホームページで公表しています。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/h30roudoukankyou.html>

- ・移乗介助
- ・移動支援
- ・排泄支援
- ・見守り・コミュニケーション支援
- ・入浴支援
- ・介護業務支援

②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な、以下の通信環境の整備

- ・Wi-Fi 環境の整備
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの導入
- ・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させる取組み

※ 対象機器等の指定はありませんので、申請に基づき可否について個別に審査します。

3 申請等の手続き

(1) 提出書類

事前協議書

※ 下記の URL より電子申請システムを通じて提出してください。

URL : <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1627893606154>

(2) 申請期間

令和3年8月10日（火）から9月10日（金）17時まで

※ 期間を過ぎると受付フォームの公開を終了します。

4 その他

(1) 本事業の申請に当たり、導入予定機器の選定や台数、その必要性等について施設・事業所内で十分に検討してください。

(2) 本事業の申請に必要な要件等の確認は、別添「令和3年度兵庫県介護業務における労働環境改善支援事業実施要綱」を参照してください。

(3) 過去に本事業の補助を受けたことがある施設・事業所も申請できますが、申請状況によっては、本年度初めて申請する施設等を優先するため、補助額を一部制限する場合があります。

(4) 事前協議書の提出後、令和3年9月下旬以降に事業の実施可否（事前着手承認）を通知する予定です。通知する前に機器を購入する等はできませんのでご注意ください。

(5) 本事業により導入した介護ロボット等を適切に活用できるよう、現在、介護ロボット等を活用するリーダー級職員向け研修（受講料の負担有り）を企画していますので、詳細が決まり次第お知らせします。

また、この研修事業に関連した本事業の2次募集の実施についても検討していますので、念のため申し添えます。

担当

介護基盤整備班 大島

TEL 078-341-7711（内線 2974）

FAX 078-362-9470